

介護職員等処遇改善加算の算定について

介護職員等処遇改善加算の算定にかかる情報公開 処遇改善加算の取得状況や職場環境等の改善にかかる取組みについて、ホームページへの掲載等により、外部から見える形で公表することとされています。令和6年6月の介護報酬改定において処遇改善にかかる加算が一本化され、「介護職員等処遇改善加算」が創設されました。当法人におきましても算定を行っております。当該加算を受けるためには以下の要件をすべて満たしている必要があります。 介護職員等処遇改善加算の算定要件 当法人では「介護職員等処遇改善加算Ⅰ」を算定しており、算定要件は以下のとおりです。

1. キャリアパス要件Ⅰ～Ⅳ（※Ⅴは対象外）
2. 月額賃金改善要件Ⅰ（※Ⅱは対象外）
3. 職場環境等要件 6つの区分ごとにそれぞれ2つ以上（生産性向上は3つ以上、うち一部は必須）取り組む。 職場環境等の改善にかかる具体的取組みについて、ホームページへの掲載等により公表する。

処遇改善に関する具体的な取り組み内容

賃金以外の処遇改善に関して、以下の取り組みを行っています。

（入職促進）

・他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者、経験者・有資格者等にこだわらず、幅広い採用の仕組みの構築を行っています。

（資質の向上）

・働きながら、介護福祉士取得を目指すものに対する実務研修受講支援や、中堅職員に対する外部研修受講支援等を行っています。

(多様な働き方の促進)

- ・子育てや家族等の介護などと仕事の両立を目指すもののための休業制度を整備している。
- ・職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員か正規職員への転換の制度等の整備を行っています。

(健康管理)

- ・短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断対策を実施しています。
- ・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制整備を行っています。

(業務改善の取り組み)

- ・現場の課題の見える化（課題の抽出、業務時間調査等の実施）を実施しています。
- ・介護ソフト（記録、情報共有、請求業務）、情報端末（タブレット端末）の導入を行っています。

(やりがい・働きがい)

- ・利用者を主体としたケア方針、介護保険制度や法人の理念等を定期的に学ぶ機会を設けています。
- ・季節の行事などでは、ありすく〜るの利用児童との交流を実施しています。